

平成22年度事業計画書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1. 継続実施事業

美しくて清潔な自然環境のもとで快適な公園利用が促進されるよう、前年度に引き続き本部及び支部において次の各種事業を実施する。

| 支部名 | 主な事業地 | 自然公園名 | 関係道県 |
|---------|---------|------------|---------|
| 知床支部 | 知床五湖 | 知床国立公園 | 北海道 |
| 川湯支部 | 摩周湖・硫黄山 | 阿寒国立公園 | 〃 |
| 阿寒湖支部 | 阿寒湖畔 | 〃 | 〃 |
| 支笏湖支部 | 支笏湖畔 | 支笏洞爺国立公園 | 〃 |
| 登別支部 | 地獄谷・大湯沼 | 〃 | 〃 |
| 昭和新山支部 | 昭和新山 | 〃 | 〃 |
| 大沼支部 | 大沼公園 | 大沼国定公園 | 〃 |
| 十和田支部 | 十和田湖畔 | 十和田八幡平国立公園 | 青森県 |
| 八幡平支部 | 八幡平・大沼 | 〃 | 岩手県・秋田県 |
| 浄土平支部 | 浄土平 | 磐梯朝日国立公園 | 福島県 |
| 日光支部 | 奥日光 | 日光国立公園 | 栃木県 |
| 草津支部 | 草津白根 | 上信越高原国立公園 | 群馬県 |
| 箱根支部 | 元箱根 | 富士箱根伊豆国立公園 | 神奈川県 |
| 上高地支部 | 上高地 | 中部山岳国立公園 | 長野県 |
| 鳥取支部 | 鳥取砂丘 | 山陰海岸国立公園 | 鳥取県 |
| | 大山寺 | 大山隠岐国立公園 | 〃 |
| 鳴門支部 | 鳴門公園 | 瀬戸内海国立公園 | 徳島県 |
| 雲仙支部 | 雲仙公園 | 雲仙天草国立公園 | 長崎県 |
| 阿蘇支部 | 草千里・山上 | 阿蘇くじゅう国立公園 | 熊本県 |
| えびの支部 | えびの高原 | 霧島屋久国立公園 | 宮崎県 |
| 高千穂河原支部 | 高千穂河原 | 〃 | 鹿児島県 |

(1) 公園施設管理事業

- ① 環境省や地方公共団体から公園施設の維持管理及び美化清掃業務の委託を受けて、次の公園管理業務を実施する。
 - ・ 快適な公園利用が促進されるよう、ビジターセンター、公衆トイレ、園地、指導標及び案内板などの公園施設の維持管理を行う。
また、各地区の特性に対応して自然探勝路におけるセルフガイドシステムの展開、補助誘導標識の設置などを行う。
 - ・ 一般公園利用者を対象にした自然観察会、地域の児童を対象とした自然体験プログラム等の自然ふれあいの行事を実施するとともに、自然情報及び利用案内等のニュース誌やリーフレットを作成して頒布する。
 - ・ 一部の野営場において清掃協力金を徴収し、これを財源として場内を清掃管理する。
 - ・ 上高地支部などにおいてチップトイレの維持管理を行う。
 - ・ 冬期間に利用がある支部や春先に残雪がある支部においては駐車場の除雪管理を行う。
- ② 研修施設である上高地公園活動ステーションの管理運営を行う。
- ③ 財団法人日本宝くじ協会から助成を受けて、公園情報提供施設等の整備を行う。

(2) 美化清掃事業

環境省及び地方公共団体に協力して国立公園清掃活動事業を次のとおり実施する。

- ① 地域の清掃団体に活動資金を集めて、共同して清掃事業を行っている事業地にあつては、この団体に財団が資金負担するなどの協力をして清掃活動を実施する。
- ② その他の事業地にあつては、環境省の請負費、地方公共団体の補助金等を財団が直接受け入れて清掃活動を実施する。

(3) 助成事業

- ① 支部事業地において独自の清掃活動を実施している団体に対して活動資金を助成する。
- ② 岡山県、香川県の地域（本四地域）において環境保全、美化清掃、思想普及事業を実施している活動団体に対して活動資金を助成する。
- ③ 自然公園内におけるボランティア活動に対して、公益信託自然保護ボランティアファンドの助成による支援事業を実施する。

(4) 広報活動事業

- ① 適正な公園利用の促進を目的に、自然公園の自然や利用施設の状況を紹介する情報誌を発行する。また、ホームページにおいて、全国各支部の四季折々の自然情報を提供することにより、広く自然公園への興味を高めるための活動を展開する。
- ② みどりの月間、環境月間、自然に親しむ運動月間及び自然公園クリーンデーなどの行事に積極的に参加し、活動への協力を行う。

(5) 特定業務受託事業

環境省及び地方公共団体等の委託を受けて、ビジターセンター、公衆トイレなどの特定の公園施設の維持管理業務を行う。特にグリーンワーカー等の受託事業の拡大につとめ、自然環境保全に貢献する。

その他、地域や施設の管理手法に関する調査等の業務を受託する。

(6) 駐車場事業

各事業地において自然公園法に基づき公共駐車場の利用者から施設利用・環境整備協力費を徴収し、財団活動の資金に充当する。駐車場には常に人員を配備して、当該地域の公園施設の適正な維持管理を行うとともに、公園利用者に対して情報提供などのきめ細かなサービスの提供を行う。

(7) 販売事業

ビジターセンター、パークサービスセンター等において、自然解説図書やネイチャーグッズの販売を行い、自然とのふれあいの促進に貢献する。

注 パークサービスセンター

自然公園財団が日本宝くじ協会の助成を受けて建設した小規模な展示休憩施設をいう。

2. 新公益法人制度改革関連法に則った一般財団法人への移行

公益法人制度改革関連法に則り、一般財団法人への円滑な移行に向けた具体的な準備を迅速に進める。平成22年度内に申請し、平成23年度の認可へ向けた手続きを開始する。